

★ 広島県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例（条例第一号）（スポンサー推進課）

一 制定の理由

ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金が国から交付されることに伴い、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催に関し、ホストタウン等において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てる基金を設置した。

二 条例の内容

1 積立金の額

- (一) 基金として積み立てる額は、予算で定める。
- (二) 国から交付されたホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金相当額は、この基金に積み立てる。

2 管理の方法

- (一) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- (二) 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

3 運用益金

基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入する。

4 処分

基金は、ホストタウン等において選手等を受け入れるに際しての新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

5 繰替運用

財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

6 相殺のための取崩し

基金に属する現金を預金等として金融機関等に預入れし、又は信託している場合において、当該金融機関等に係る保険事故が発生したときは、当該金融機関等に対する借入債務と当該預金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

三 施行期日等

1 施行期日

令和三年三月二十二日

2 条例の失効

令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。

★ 広島県職員定数条例及び広島県学校職員定数条例の一部を改正する条例（条例第二号）  
（業務プロセス改革課）

一 改正の理由

新型コロナウイルス感染症対策、国土強靱化対策及び児童生徒数の変動等に伴い、職員定数を変更するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 広島県職員定数条例の一部改正

新型コロナウイルス感染症対策及び国土強靱化対策のため、知事の事務部局の職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正後	改正前	改正による増減
知事の事務部局の職員	四、三二六人	四、二六一人	六五人

2 広島県学校職員定数条例の一部改正

児童生徒数の変動等に伴い、県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の職員（以下「県立高等学校等教職員」という。）並びに市町立学校県費負担教職員の定数を次のとおり改正した。

区 分	改正後	改正前	改正による増減
県立高等学校等教職員	五、〇八三人	五、一三四人	△五一人
市町立学校県費負担教職員	九、三五〇人	九、三〇四人	四六人

三 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県総合グラウンド設置及び管理条例等の一部を改正する条例（条例第三号）（業務プロセス改革課）

一 改正の要旨

指定管理者の経営破綻等により、指定管理者が不在となる場合におけるリスク管理を強化することを目的として、知事による直営での管理に関する規定を整備するため、次の条例について必要な改正を行った。

- 1 広島県総合グラウンド設置及び管理条例
- 2 広島県立総合体育館設置及び管理条例
- 3 広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例
- 4 広島県縮景園設置及び管理条例
- 5 広島県立美術館条例
- 6 広島県民文化センター設置及び管理条例
- 7 広島県立文化芸術ホール設置及び管理条例
- 8 広島県立県民の森設置及び管理条例
- 9 自然公園施設の設置及び管理に関する条例
- 10 広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例
- 11 広島県立県民の浜設置及び管理条例
- 12 広島県立中央森林公園設置及び管理条例
- 13 広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例
- 14 広島県健康福祉センター設置及び管理条例
- 15 広島県立視覚障害者情報センター設置及び管理条例
- 16 広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例
- 17 広島県立福山若草園設置及び管理条例
- 18 広島県立障害者療育支援センター設置及び管理条例
- 19 広島県聴覚障害者センター設置及び管理条例
- 20 広島県立産業会館設置及び管理条例
- 21 広島県立産業技術交流センター設置及び管理条例
- 22 広島県栽培漁業センター設置及び管理条例
- 23 広島県緑化センター設置及び管理条例
- 24 広島県広島ヘリポート条例
- 25 広島県港湾施設管理条例
- 26 広島県漁港管理条例
- 27 広島県マリーナ条例
- 28 ボートパーク広島設置及び管理に関する条例
- 29 広島県都市公園条例

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県手数料条例等の一部を改正する条例（条例第四号）（財政課）

一 改正の要旨

住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料等の廃止など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料等の廃止 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づく特定行為を行う介護職員の認定申請手数料の廃止 家畜検査手数料等の改正 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴う建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の改正 食品衛生法の改正に伴う飲食店営業許可申請手数料等の改正等 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴う地域連携薬局認定申請手数料等の新設等
行政財産の使用料に関する条例	広島県道路占用料徴収条例で定める道路占用料の改正に伴う地下埋設物件に係る使用料の改正
広島県立総合技術研究所設置及び管理条例	研究所の設備の利用に係る使用料についての単位の改正
広島県立広島がん高精度放射線治療センター設置及び管理条例	県立病院の医師面談料の改正に準じた広島がん高精度放射線治療センターの医師面談料の改正
広島県立障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例	県立病院の医師面談料の改正に準じた障害者リハビリテーションセンターの医師面談料の改正
ひろしま産学共同研究拠点設置及び管理条例	研究拠点の設備の利用に係る使用料の上限額の改正
県立病院使用料及び手数料条例	老人性色素斑等のレーザー治療料の新設等

二 施行期日等

1 施行期日

- (一) 広島県手数料条例の改正のうち住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録申請手数料等の廃止、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に関する手数料の廃止及び2の措置等 公布の日
- (二) (一)、(三)及び(四)以外の改正等 令和三年四月一日
- (三) 広島県手数料条例の改正のうち食品衛生法に関する手数料の改正 令和三年六月一日
- (四) 広島県手数料条例の改正のうち医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関する手数料等の新設等 令和三年八月一日

## 2 経過措置

広島県手数料条例の改正のうち、地域連携薬局等の認定の申請に係る手数料について、必要な経過措置を設けた。

★ 広島県庁舎整備基金条例の一部を改正する条例（条例第五号）（財産管理課）

一 改正の要旨

広島県庁舎整備基金を財政の健全な運営に資するために要する経費の財源に充てられるよう、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例（条例第六号）  
（市町行財政課）

- 一 改正の理由  
知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、必要な改正を行った。
- 二 改正の内容  
1 市町が処理する事務に追加したもの

事	務	対象市町
一 大気汚染防止法に基づく事務のうち、特定粉じん排出等作業に係る措置命令		三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町
二 大気汚染防止法に基づく事務のうち、解体等工事に係る調査結果の報告の受付		三次市、庄原市、東広島市及び大崎上島町
三 浄化槽法に基づく事務のうち、公共浄化槽の設置計画の作成及び変更の同意		市町（広島市、呉市及び福山市を除く。）

2 その他必要な規定の整理を行った。

三 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 令和三年四月一日
- 2 二2（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に関するものに限る。）の改正 令和三年八月一日
- 3 二1の表の二及び二2（二1の表の二に関するものに限る。）の改正 令和四年四月一日

★ 広島県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第七号）（県民活動課）

- 一 改正の要旨  
特定非営利活動促進法の一部が改正されたことに伴い、引用条項を整理するなど、必要な改正を行った。
- 二 施行期日  
令和三年六月九日

★ 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例及び公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例の一部を改正する条例（条例第八号）（環境県民局）

一 改正の要旨

勸啓大学の開学による一法人二大学の運営体制の構築を踏まえ、法人名称を変更することに伴い、次の条例について題名を改めるなど、必要な改正を行った。

- 1 公立大学法人県立広島大学の重要な財産を定める条例
- 2 公立大学法人県立広島大学の役員等の損害賠償責任の一部免除に関する条例

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第九号）（地域福祉課）

一 改正の要旨

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、感染症及び非常災害対策並びに虐待防止対策を強化するなど、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>感染症及び非常災害発生時において継続的にサービスの提供を行うための業務継続計画を策定すること及び入所者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p>
<p>老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 感染症及び非常災害発生時において継続的にサービスの提供を行うための業務継続計画を策定すること及び利用者等の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p> <p>二 人員配置基準及び設備基準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p>	
<p>介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	
<p>介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	
<p>介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</p>	<p>一 感染症及び非常災害発生時において継続的にサービスの提供を行うための業務継続計画を策定すること及び入所者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p> <p>二 設備準の見直しなど関係規定の整備</p>
<p>介護保険法に基づく介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例</p>	

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの  
設備及び運営に関する基準を定める条  
例

感染症及び非常災害発生時において継続  
的にサービスの提供を行うための業務継  
続計画を策定すること及び入所者の虐待  
防止のための措置を講じなければならな  
いこととするなど関係規定の整備

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第十号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正を踏まえ、感染症及び非常災害対策並びに虐待防止対策を強化するなど、関係条例の規定を整備した。

条 例 名	改 正 の 内 容
<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>一 福祉型児童発達支援センター等において障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を置くこととするなど関係規定の整備</p> <p>二 感染症及び非常災害発生時において継続的に支援を実施するための業務継続計画を策定すること及び利用者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>感染症及び非常災害発生時において継続的に支援を実施するための業務継続計画を策定すること及び利用者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>感染症及び非常災害発生時において継続的に支援を実施するための業務継続計画を策定すること及び利用者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	<p>感染症及び非常災害発生時において継続的に支援を実施するための業務継続計画を策定すること及び利用者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p>
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支</p>	<p>感染症及び非常災害発生時において継続的に支援を実施するための業務継続計画を策定すること及び利用者の虐待防止のための措置を講じなければならないこととするなど関係規定の整備</p>

<p>援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</p>	
<p>児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</p>	<p>一定の児童発達支援センターにおいて看護職員を配置することとするため規定を整理</p>
<p>児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の申請者に関する事項並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例</p>	<p>一定の指定障害者支援施設を福祉型障害児入所施設とみなす特例などを一年間延長</p>

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 道路法に基づく道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第十一号）（道路企画課）

一 改正の要旨

道路構造令の一部が改正されたことを踏まえ、歩行者利便増進道路の構造基準に関する規定を設けるなどのため、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和三年四月一日

★ 広島県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（条例第十二号）（教育委員会）

一 改正の要旨

広島県立西高等学校並びに広島県立安芸高等学校及び広島県立呉昭和高等学校を廃止するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

- 1 広島県立西高等学校に係る改正 令和三年四月一日
- 2 1以外の改正 令和六年四月一日

★ 広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止する条例（条例第十三号）（空港振興課）

一 廃止の要旨

広島空港の経営改革に伴い、空港運営権者による広島空港県営駐車場敷地と空港の一体活用に向けた環境を整備する必要があることから、広島空港県営駐車場設置及び管理条例を廃止した。

二 施行期日

令和三年四月一日